

介護老人保健施設なごみ
短期入所サービス ご利用料金のご案内

【 1 割負担の場合 】

令和3年8月1日現在

≪ 基本料金 ≫〔多床室利用時〕

(単位：円)

要介護度	基本 利用料	サービス提 供体制加算 ※ 1	居住費	食費 ※ 2	日額
要介護度 1	827	22	377	1,445	2,671
要介護度 2	876	22	377	1,445	2,720
要介護度 3	939	22	377	1,445	2,783
要介護度 4	991	22	377	1,445	2,835
要介護度 5	1,045	22	377	1,445	2,889
要支援 1	610	22	377	1,445	2,454
要支援 2	768	22	377	1,445	2,612

≪ 基本料金 ≫〔個室利用時〕

(単位：円)

要介護度	基本 利用料	サービス提 供体制加算 ※ 1	居住費	食費 ※ 2	日額
要介護度 1	827	22	1,668	1,445	3,962
要介護度 2	876	22	1,668	1,445	4,011
要介護度 3	939	22	1,668	1,445	4,074
要介護度 4	991	22	1,668	1,445	4,126
要介護度 5	1,045	22	1,668	1,445	4,180
要支援 1	610	22	1,668	1,445	3,745
要支援 2	768	22	1,668	1,445	3,903

※ 1 介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上配置しており、かつ、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合。

※ 2 食費は、朝食費415円、昼食費530円、夕食費500円となります。

《加算料金》

加算項目	加算料金	内容
個別リハビリ加算	240	利用者ごとにリハビリ計画を作成し、計画に基づき個別リハビリを20分以上実施した場合（1日につき）
送迎加算	184	利用者の居宅と当施設（なごみ）間の送迎を行った場合（片道につき）
療養食加算	8	療養食を提供した場合（1食につき）
総合医学管理加算	275	治療管理を目的として短期入所を利用し、主治医に対して診療情報の提供を行った場合
緊急短期入所受入加算	90	短期入所の利用が計画されていないが、やむを得ない理由により短期入所を利用した場合（7日以内を原則として最大14日以内）
重度療養管理加算	120	要介護度4又は要介護度5であって、次のいずれかに該当する場合、1日につき加算算定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・ 人工呼吸器を使用している状態 ・ 中心静脈注射を実施している状態 ・ 人工腎臓を実施しており、重篤な合併症を有する状態 ・ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表4級以上に該当し、ストーマ処置を実施している状態 ・ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・ 褥瘡に対する治療を実施している場合
介護職処遇改善加算Ⅰ	3.9%	基本料金・加算料金の合計に3.9%を乗じた額
特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%	基本料金・加算料金の合計に2.1%を乗じた額
理髪料	2,000	散髪を行った場合

介護老人保健施設なごみ
短期入所サービス ご利用料金のご案内

【 2割負担の場合 】

令和3年8月1日現在

≪ 基本料金 ≫〔多床室利用時〕

(単位：円)

要介護度	基本 利用料	サービス提 供体制加算 ※1	居住費	食費 ※2	日額
要介護度1	1,654	44	377	1,445	3,520
要介護度2	1,752	44	377	1,445	3,618
要介護度3	1,878	44	377	1,445	3,744
要介護度4	1,982	44	377	1,445	3,848
要介護度5	2,090	44	377	1,445	3,956
要支援1	1,220	44	377	1,445	3,086
要支援2	1,536	44	377	1,445	3,402

≪ 基本料金 ≫〔個室利用時〕

(単位：円)

要介護度	基本 利用料	サービス提 供体制加算 ※1	居住費	食費 ※2	日額
要介護度1	1,654	44	1,668	1,445	4,811
要介護度2	1,752	44	1,668	1,445	4,909
要介護度3	1,878	44	1,668	1,445	5,035
要介護度4	1,982	44	1,668	1,445	5,139
要介護度5	2,090	44	1,668	1,445	5,247
要支援1	1,220	44	1,668	1,445	4,377
要支援2	1,536	44	1,668	1,445	4,693

※1 介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上配置しており、かつ、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合。

※2 食費は、朝食費415円、昼食費530円、夕食費500円となります。

《加算料金》

加算項目	加算料金	内容
個別リハビリ加算	480	利用者ごとにリハビリ計画を作成し、計画に基づき個別リハビリを20分以上実施した場合（1日につき）
送迎加算	368	利用者の居宅と当施設（なごみ）間の送迎を行った場合（片道につき）
療養食加算	16	療養食を提供した場合（1食につき）
総合医学管理加算	550	治療管理を目的として短期入所を利用し、主治医に対して診療情報の提供を行った場合
緊急短期入所受入加算	180	短期入所の利用が計画されていないが、やむを得ない理由により短期入所を利用した場合（7日以内を原則として最大14日以内）
重度療養管理加算	240	要介護度4又は要介護度5であって、次のいずれかに該当する場合、1日につき加算算定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・ 人工呼吸器を使用している状態 ・ 中心静脈注射を実施している状態 ・ 人工腎臓を実施しており、重篤な合併症を有する状態 ・ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表4級以上に該当し、ストーマ処置を実施している状態 ・ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・ 褥瘡に対する治療を実施している場合
介護職処遇改善加算Ⅰ	3.9%	基本料金・加算料金の合計に3.9%を乗じた額
特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%	基本料金・加算料金の合計に2.1%を乗じた額
理髪料	2,000	散髪を行った場合